

関係者の役割と適切な費用負担等のあり方について
(案)

平成 21 年 月

支障除去等に関する基金のあり方懇談会

目 次

1. 基本的認識	• • • 1
2. 現状	• • • 2
3. 関係者の役割	• • • 3
4. 今後の費用負担等のあり方	• • • 4

1. 基本的認識

- 循環型社会形成推進基本法をはじめ各種のリサイクル法により、「循環型社会」形成への取組が進展。また、廃棄物処理法についても累次の法改正により産業廃棄物処理の構造改革を推進。
- 排出事業者や廃棄物処理業者を含めた関係者の取組の強化により不法投棄件数及び投棄量はピーク時に比べて件数・量とも半分以下であり、産業廃棄物の最終処分量も減少。

しかしながら、新たに発覚する不法投棄事案の件数及び投棄量は未だ件数で4百件、量で十万トン程度、不法投棄及び不適正処理（以下「不法投棄等」という。）の残存事案については件数で2千7百件強、量で1千6百万トン程度。

こうした不法投棄等の現状の下、今なお国民の産業廃棄物処理に対する不信感は大きく、廃棄物最終処分場を始めとする廃棄物処理施設の立地が困難となるという悪循環は続いている、廃棄物処理の構造改革は未だ途上。

また、昨今の資源価値の大幅な市況変動により、今後の新たな不法投棄等が懸念。

- 不法投棄等に係る対策は、法に基づく規制や取り締まりをさらに一層迅速かつ厳正に行うことと共に加え、地域住民を含めた地域の関係者の協力の下、廃棄物の減量化の推進、適正な処分・リサイクル体制の確保、施設整備の促進、優良な処理業者の育成等、産業廃棄物全般の施策と一体となって進めるべきものであり、不法投棄等をさせない社会環境を作り上げていくことが必要。
- 個々の不法投棄等の事案に対しては、監視の強化等による未然防止対策が第一であり、一旦不法投棄等がなされた場合には早期に法的効果を伴う行政処分を行う等により不法投棄等の拡大を防止することが必要。
- 不法投棄等された産業廃棄物の生活環境保全上の支障又はそのおそれ（以下「支障等」という。）の除去等（以下「支障除去等」という。）は、まずは実際にその不適正な処分を行った者等（以下「行為者等」という。）の責任で行わせるのが原則であり、支障等）がある場合には速やかに対応させが必要。その上で、これら支障除去等事業の実施に当たっては、行為者のみによっては実施が困難又は不十分であり、排出事業者等に支障の除去等の措置をとらせることが適当であるときは、引き続き、行為者のみでなく、排出事業者等の責任も徹底して追求し、なおその上で行為者等が不明あるいは当該事業を行わせる資力がない場合には、行政が代執行により支障除去等事業を行うことが、地域の生活環境を確保するためには極めて重要。その際、産業界の協力の下で円滑な事業の推進を図ることが妥当。

以上のことから、

- 産業廃棄物の不法投棄等は最近は減少傾向にあるものの、昨今の資源価値の大幅な市況変動も踏まえ、引き続き十分な注意を払うことが必要。
- 都道府県等の支障除去等事業に対して引き続き必要な支援を行い、行政が産業界の協力の下で産業廃棄物をめぐる悪循環を断ち切るための施策を一層強力に推進することが必要。
- また、産業廃棄物の処理に対する住民の不信感を払拭するため、その最大要因の一つである不法投棄等に対する対策の成果を住民に見える形で示すことが必要。

2. 現状

- 産業廃棄物が不法投棄等された場合、その行為者等の責任で支障除去等を行わせるのが原則であるが、行為者等が不明又は資力不足の場合であって、現に支障等がある場合には、地域の環境保全に直接の責務を有する都道府県等が支障除去等事業の対象となるものに優先順位をつけて計画的に行うこととなる。このような都道府県等の支障除去等事業に要する資金を支援するため、平成9年の法改正で産業廃棄物適正処理推進センター制度が創設。

この創設に当たっては、どのような仕組みとするかについて、事業者からの強制徴収という方法も含めて様々な議論がなされた結果、現在は、適正な処理を行っている事業者に支障除去等の責務はないものの、事業活動に伴って発生した産業廃棄物の不法投棄等に対しては、事業者としても一定の社会的貢献を行っていくとの認識の下、事業者が自主的に出えん。

現在の基金は、都道府県等の代執行に要する経費を産業界：行政（国及び都道府県等）＝1：1で負担するという基本原則の下で平成10年度より開始。平成20年度末までに72件の支援実績（計約27億円）があり、行政代執行により支障除去等事業を行わざるを得ない都道府県等にとって極めて重要な制度となっているところ。また、基金支援の裏付けがあることにより、迅速な措置命令の発出が可能となり、事案の拡大防止にも役立っているところ。

- 一方、不法投棄された産業廃棄物については、ここ数年、都道府県等から新たに確認されたと報告のあったもののうち当該年度中に支障の除去等が完了しているものは、投棄件数については50～60%程度であるものの、投棄量で見ると20～30%程度であり、比較的規模が大きい事案については対応が進みにくい状況にある等、毎年度新たに確認された事案の一部が残存事案として累積。

また、平成19年度末時点で、平成10年6月以降に行為が開始され、支障等があると報告のあった事案の残存件数及び残存量は、123件、47万トン程度、現時点では支障等が不明確な事案の残存件数及び残存量は、223件、109万トン。その他、現時点では行為のあった時期が特定できず時期が不明である事案のうち、支障等があると報告のあった事案の残存件数及び残存量は、151件、172万トン。

- 基金への出えんについて、事業者には、これまでの法改正により排出事業者責任が強化されてきたにもかかわらず、産業廃棄物を適正に処理している企業が費用の出えんを求められることについての不満感や不公平感があり、不法投棄等の防止に対する権限と責任がある行政がまず指導・規制を徹底して行うべきである等の意見がある。また、基金の恒久化あるいは同基金への民間拠出の恒久化に対する強い疑念。

一方、都道府県等においては、事業活動に伴って発生した産業廃棄物の不法投棄等の支障除去等について、措置命令の対象となり得る行為者等の資力が乏しいことが多く、支障等がある場合には、その支障除去等事業を行政が代執行せざるを得ず、事業者の役割の強化を求める意見や支援拡充の要望が強い。

3. 関係者の役割

- 産業界においては、産業廃棄物を適正に処理している個々の事業者には、支障除去等に対する責任はないものの、産業廃棄物は事業活動の結果として排出されるものであること、住民の目からは個々の事業者というよりも投棄される産業廃棄物に関する業界全体の問題として受け止められること等を考慮すると、事業者として社会貢献の観点から、引き続き、不法投棄等による支障除去等事業の実施において一定の役割を果たすことが期待される。現行の出えんスキームによる基金制度においては、昨今の不法投棄等の件数及び量の推移、当該基金からの出えん実績等を踏まえ、行政代執行を行う都道府県等に対し、排出事業者、収集・運搬業者、処理業者等の産業廃棄物の処理にかかわるあらゆる業界又は事業者が、不法投棄等の実態（実行者、産業廃棄物の種類等）を勘案した上で損金算入を前提とした支援を行っていくものとする。
- 都道府県等においては、一旦不法投棄等がなされると、支障除去等には膨大な時間とコスト及び労力がかかることから、このような不法投棄等を防止するため、監視の強化等による未然防止対策を一層強化するとともに、一旦不法投棄等がなされた場合にも早期に法的効果を伴う行政処分を行う等により不法投棄等の拡大を防止することが必要である。また、不法投棄等された産業廃棄物の支障除去等は、その行為者等の責任で行わせるのが原則である。特に支障等がある場合には速やかな対応が必要であり、引き続き不法投棄等の行為者のみでなく、排出事業者や関与者の責任も徹底して追求する必要がある。なお、その上で行為者等が不明あるいは当該事業を行わせる資力がない場合には、支障等の状況等を勘案した対応（代執行等）を行うものとする。
- 国においては、当該基金への拠出の他、不法投棄等の未然防止や拡大防止対策の強化、都道府県等が実施する残存事案の支障等の状況調査への支援等の予算の確保等を行うものとする。

4. 今後の費用負担等のあり方（案）

○ 本基金が平成10年度からスタートして10年以上が経過し、これまでに延べ72件の支援（平成20年度末現在）を行ってきたところであるが、これまでの様々な取組により、新たに発覚する不法投棄等の事案はなくならないものの、その件数及び量はともにピーク時と比較して減少してきており、5千トンを超えるような大規模な事案の新たな発覚についても、最近では年間数件程度となってきている。また、硫酸ピッヂのような有害性が高く支障の除去等の観点から優先的に処理すべき事案に対する対応についても一段落したところである。一方で、未だ2千7百を超える不法投棄等の事案が残存している。

また、今般の今後の費用負担等のあり方の検討においては、新たな支援のスキームも含めて検討を進めているところであるが、解決すべき様々な課題等もあり、関係者の同意を得て直ちに導入できるようなスキームを構築するには、まだかなりの時間が必要である。

以上のような状況も勘案し、平成22年度以降の基金については、まず、「これまでの取組の効果による不法投棄量・件数の推移」や「都道府県からの基金への支援要請の状況」、「不法投棄等がなされ支障等のある産業廃棄物の種類やその実行者の状況」等を踏まえ、基金の今後の必要額の試算を行う。この試算された必要額を上限として、引き続き現行の支援スキームにより、代執行を行う都道府県等を支援することとし、排出事業者、収集・運搬業者、処理業者等の産業廃棄物の処理にかかるわらゆる業界又は事業者が社会貢献の観点から広く基金に出えんしていくものとする。ただし、平成22年度以降に新たに発覚する事案はこの基金の支援対象には含めない。

基金の今後の必要額の具体的な試算は、本年度に実施する下記の調査により把握された情報を基に、支援要請のあった個々の事案毎の支障の状況や都道府県等における今後の対応等について精査して、本年度内を目途に整理する。その上で、平成22年度以降に積み増しすることが必要と見積もられる金額を本懇談会において決定する。また、平成22年度以降の毎年度の拠出額については、積み増し必要額の総額を勘案した上で、産業界と調整して決定する。ただし、積み増し期間は3年間とする。

基金の支援対象となり得る残存事案の支障除去等事業については、基金の積み増しが終了する年度を勘案し、順次計画的に実施していくものとする。また、必要額の試算の対象となった事案について、毎年度、支障除去等事業の進捗状況を把握し、当該事業の実施に伴う基金の收支等を整理するものとする。

なお、必要額の試算の対象となった事案で、積み増された総額の範囲内では支障除去等事業への支援ができなかつたものがあった場合には、平成22年度以降新たに発覚する事案等で支援が必要となった事案と併せて、今後改めて検討される新たな支援のスキームにより、可能な範囲で支援していくものとする。

当該基金等による支援については、法に基づく不法投棄等の行為者、関与者及び排出事業者全ての責任追求を徹底して行ったにもかかわらず、なお行政代執行せざるを得ない場合に行われるものであり、今後、当該基金等に頼らざるを得ない事案が少なくなるよう、国及び都道府県等が一体となって不法投棄等の未然防止・拡大防止対策を徹底し、

不法投棄等対策に万全を期すものとする。

- なお、平成22年度以降新たに発覚する事案等については、基金の積み増しが終了する年度までに、その実態について整理し、これら新規発覚事案等の支援のあり方について、産廃特措法の動向等も踏まえつつ、改めて検討するものとする。
ただし、上記検討に当たっては、年度内を目途に、現時点で考えられる新規発覚事案の支援のスキーム等について可能な範囲で整理するものとする。
- また、今後、支障等の状況等に応じた行政による効率的かつ計画的な対応（代執行等）が行えるよう、本懇談会とは別に、残存事案に対する今後の対応のあり方について検討を進めるものとする。

【本年度に実施する調査について】

基金の今後の必要額（活用可能性（事業費の見積もり））については、これまでの支援実績や都道府県等からの当該基金による支援要請の状況、本年度に実施する産業廃棄物の不法投棄等の状況に係る実態調査等の結果を踏まえて、本年度内を目途に、将来支援が必要となると見込まれる金額を試算（現時点での暫定的な金額は別資料のとおり）。

※ 本年度は、現時点での全ての残存事案について、都道府県等の協力の下、改めて個々の事案毎に支障等の状況を把握するとともに、今後の対応方策について検討するための実態調査等を行っている。その際に、当該都道府県等から、当該実態調査等の結果を踏まえて改めて検討を行った結果、従前までの調査では支援要請の対象とならなかった事案が、新たに支援要請の対象として追加要請されてくる可能性がある。その場合に、これら追加要請された事案について、環境省において追加要請された理由等の再確認を行って、現時点での暫定的な金額の見直しを行い、その時点で将来支援が必要となると見込まれる金額の試算を行うものである。